

年 月 日

一般社団法人全国木材検査・研究協会
理事長 殿

(名 称)	
(所 在 地)	〒
(代表者役職 名・氏名)	㊞

輸出用木材こん包材認定消毒実施者 同 意 書

一般社団法人全国木材検査・研究協会の定める輸出用木材こん包材消毒実施業務規程（以下、「業務規程」という。）第9条による認定消毒実施者の認定を申請する者として、輸出用木材こん包材消毒実施要領（平成15年10月16日付、15消安第2489号 消費・安全局長通知）第8の1及び2並びに業務規程第32条に定められている下記の事項があった場合には、認定消毒実施者の認定の取消し等の措置を受けることに同意します。

記

1. 輸出用木材こん包材について、基準不適合な消毒処理が行われた疑いがある場合に行う業務規程第31条に定める実地調査を正当な理由なく拒否した場合。
2. 業務規程第14条に定める定期調査を、正当な理由なく拒否した場合。
3. 業務規程第13条の第7項に定める必要な報告を又は届出等を求められたにもかかわらず、報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合。

以 上

【記載例】

西暦年月日
YYYY年MM月DD日

一般社団法人全国木材検査・研究協会
理事長 殿

会社名

(名 称)	〇〇〇〇株式会社
(所 在 地)	〒###-#### 〇〇県〇〇〇郡〇〇〇〇町〇〇1-2-3
(代表者役職名・氏名)	△△△△△ 〇 〇 〇 〇 印

代表者役職名
代表者氏名

輸出用木材こん包材認定消毒実施者 同 意 書

一般社団法人全国木材検査・研究協会の定める輸出用木材こん包材消毒実施業務規程（以下、「業務規程」という。）第9条による認定消毒実施者の認定を申請する者として、輸出用木材こん包材消毒実施要領（平成15年10月16日付、15消安第2489号 消費・安全局長通知）第8の1及び2並びに業務規程第32条に定められている下記の事項があった場合には、認定消毒実施者の認定の取消し等の措置を受けることに同意します。

記

1. 輸出用木材こん包材について、基準不適合な消毒処理が行われた疑いがある場合に行う業務規程第31条に定める実地調査を正当な理由なく拒否した場合。
2. 業務規程第14条に定める定期調査を、正当な理由なく拒否した場合。
3. 業務規程第13条の第7項に定める必要な報告を又は届出等を求められたにもかかわらず、報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合。

以 上